

キャッシュレス・消費者還元事業 (ポイント還元事業) の概要

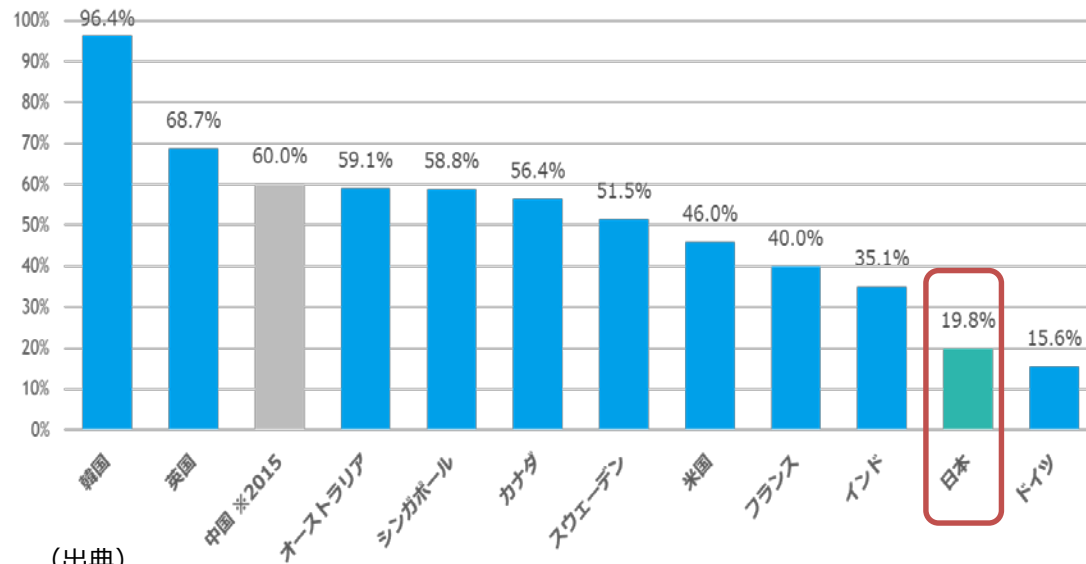
令和元年 5 月

関東経済産業局

キャッシュレスの現状

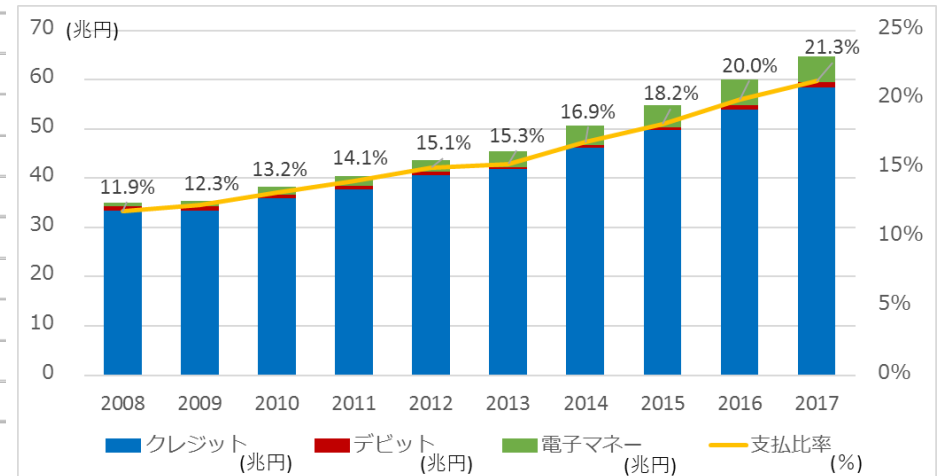
- 世界各国のキャッシュレス決済比率の比較を行うと、キャッシュレス化が進展している国は40%～60%台であるのに対し、日本は約20%にとどまっている。
- 世界的なキャッシュレスの流れを踏まえ、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、国全体の生産性が向上し、実店舗等、消費者、支払サービス事業者がそれぞれ付加価値を享受できる社会の実現を目指していくことが必要。

世界各国のキャッシュレス比率（2016年）



（出典）
世界銀行「Household final consumption expenditure(2016年)」及び
BIS「Redbook Statistics(2016年)」の非現金手段による年間決済金額から算出
※中国に関してはBetter Than Cash Allianceのレポートより参考値2015年として記載

我が国のキャッシュレス支払額及び比率の推移



（出典）

- ・内閣府「2015年度国民経済計算年報」 民間最終消費支出：名目
- ・（一社）日本クレジット協会調査（注）2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、平成25年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用。
- ・デビット：日本デビットカード推進協議会(J-debit) 2016以降は日本銀行レポート。
- ・電子マネー：日本銀行「電子マネー計数」

キャッシュレスの主な意義

- キャッシュレス決済は、事業者の生産性向上につながるほか、消費者に利便性をもたらす。

事業者

- 人手不足対策（レジ締め、現金取扱い時間の短縮）
- 従業員による売上現金紛失・盗難等のトラブル減少
- 現金の搬出入回数の減少
- 従業員が紙幣・通貨に触れないので衛生的
- 訪日外国人の54%がクレジットカードを利用。インバウンド需要を取り込むには不可欠
- 個人の購買情報を蓄積し、ビッグデータを分析することにより、マーケティングを高度化

消費者

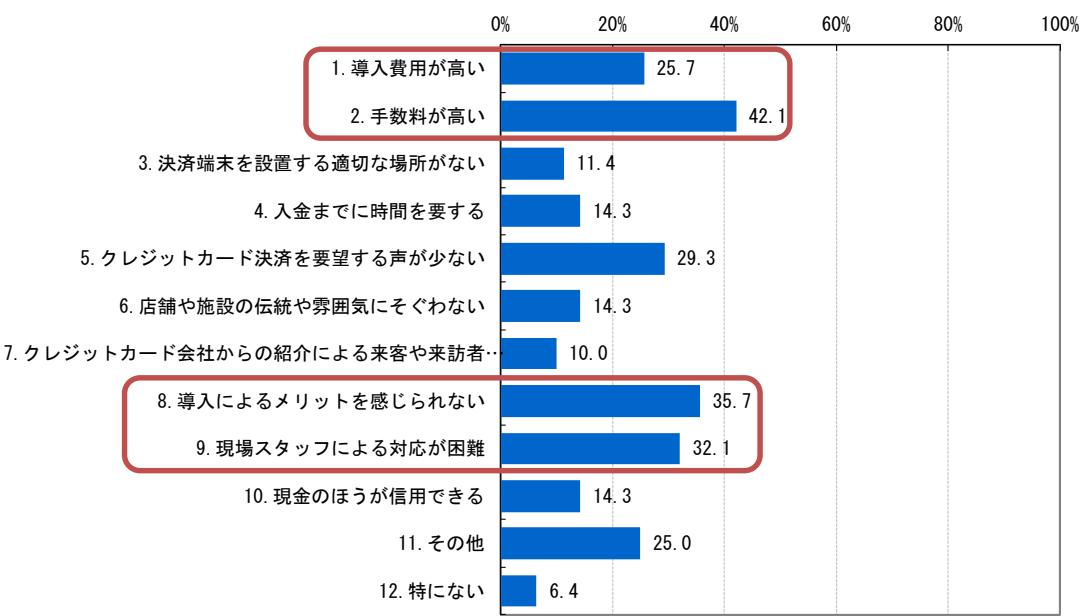
- データの利活用により利便性が向上（自動家計簿など消費履歴情報の管理が容易）
- 手ぶらで簡単に買い物が可能（大金や小銭の不便さの解消）
- ネット取引で不可欠
- カード紛失・盗難時の被害リスクが低い（条件次第で全額保証）

日本のキャッシュレスの状況（推進に係る課題）

- 日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景としては、
 - ・ 治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢
 - ・ 店舗における**端末負担コスト、ネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造**の問題
 - ・ 消費者が、現金に不満を持たず、**キャッシュレスに漠然と不安**を持つ 等が挙げられる。
- 近年は**実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払サービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風**となりうる動きも。

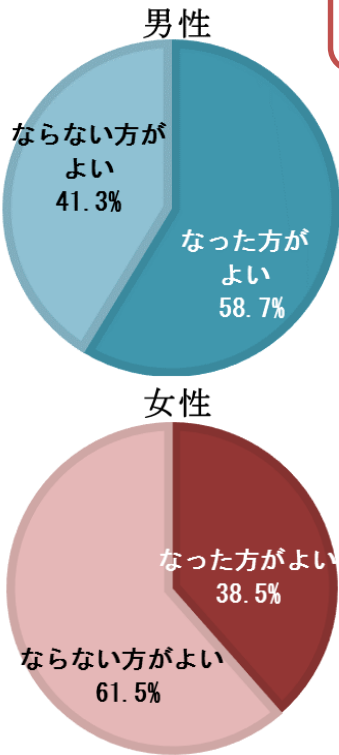
【加盟店側の側面】

クレジットカードの未対応理由 (n=140)

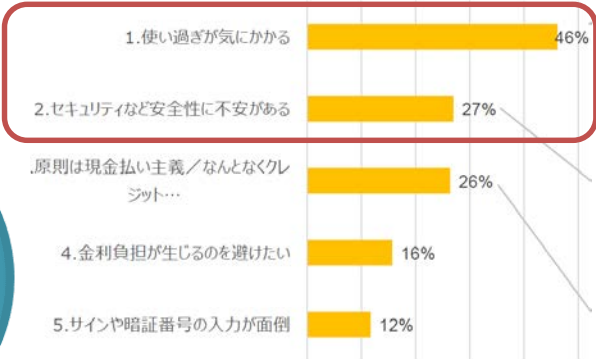


(平成28年度商取引適正化・製品安全に係る事業「観光地におけるキャッシュレス決済比率の普及状況及び加盟店におけるクレジットカードに係るセキュリティ対策の実施状況に関する実態調査」)

【消費者側の側面】



クレジットカードを利用していない理由
上位5位 (MA)



出所：日本銀行「生活意識に関するアンケート調査（第45回）」

キャッシュレスに反対の理由
(自由回答集計トップ5)

反対の理由		全体	男性	女性	男-女
1位	浪費しそうだから	10.9	7.9	13.3	-5.4
2位	お金の感覚が麻痺しそうだから	10.1	5.4	13.8	-8.4
3位	お金のありがたみがなくなりそうだから	7.9	5.7	9.6	-3.9
4位	現金は必要だから	6.0	8.6	3.9	4.7
5位	犯罪が多発しそうだから	5.7	9.5	2.7	6.8

キャッシュレス化の事例

- 昨今、働き方改革やデータ利活用の視点から、小売・外食等のサービス企業側においてキャッシュレスを志向する動きが強まっている。
- 消費者視点で、より便利にやりとりが可能となるよう、QRコードから簡単に注文できるツールも登場。



【ロイヤルHD】：働き方改革の視点

- ・「働き方改革」の一環で、昨年11月に完全キャッシュレス店舗を馬喰町にオープン（決済手段は各種クレジットカードと主要電子マネー）。
- ・完全キャッシュレス化により、「締め処理」を始めとする売上管理業務の作業工数の軽減等を実現。

【カスミストア（筑波大学店）】

- ・クレジットカード、電子マネーWAONによる、完全キャッシュレス店舗。
- ・セルフレジは9台、現在は2～3名のアテンドをつけている。
- ・導入効果の一つとしてはレジ締め作業が短縮できたこと。
- ・カスミWAONカードはWAONの仕組みを使ったカスミのハウスカードのため、独自に収集した顧客データを活用することを検討している。

【Alive Cast】：QR注文を手軽に

- ・ExOrderでは、「注文」機能をQRコードを利用して実現。実物を置かずに、写真とQRコードだけのバーチャルな店舗を簡易に実現し、公民館等をお店にすることが可能。先払いのため、遠隔地でも無駄なく商品を配送。



キャッシュレス決済の例

	プリペイド (前払い)	リアルタイムペイメント (即時払い)		ポストペイ (後払い)
主なサービス例	電子マネー (流通系、交通系 等) 	デビットカード (ブランドデビット、 Jデビット) 	モバイルウォレット (スマホ、携帯電話等 ※プリペイド、ポストペイ可能) 	クレジットカード (国際ブランド、銀行系、信販 系等) 
主な支払い方法	タッチ式(非接触)	スライド(磁気) 読み込み式(IC) タッチ式	カメラ読込(QRコード) タッチ式	スライド式※(IC化を促進) 読み込み式 タッチ式

	店舗提示型 MPM (Merchant Presented Mode) お店がQRを提示	消費者提示型 CPM (Consumer Presented Mode) 消費者がQRを表示
動的 Dynamic	店舗にあるディスプレイにQRを表示する。静的でないので、不正を起こしにくい利点がある。 	一度限り有効なQRコードを生成するタイプが主流。バーコード型とQRの両者が存在する。 
静的 Static	印字されたQRコードを、消費者のスマホ・タブレットで読み取る。屋台でも使えるなどの手軽さがある。 	現在は基本的に想定されていない。

(画像出典) 各社HP

(画像出典) 各社HP

キャッシュレス決済の例

高齢者向け決済サービス（一例）

■ WAON

○G.G.WAON … 55歳以上の方に特典

- ・特典内容 … 購入時300ポイント付与
毎月15日の「G.G. 感謝デー」で割引特典（5%）



○ゆうゆうWAON … 65歳以上の方に特典

- ・特典内容 … 購入時300ポイント付与
毎月15日の「G.G. 感謝デー」で割引特典（5%）
「G.G. 感謝デー」で3000円以上の買い物に
100ポイント付与



■ nanaco

○シニアnanaco … 60歳以上の方に特典

- ・特典内容 … 毎月15日、25日に5%OFF



（画像出典）各社HP

入金サイクルの短い/決済手数料の低い決済サービス（一例）

■ PayPay



・入金サイクルは、最短翌日

※ジャパネット銀行の口座の場合は翌日。それ以外は最短、翌々日。

・決済手数料0%

※2021年9月30日までのキャンペーン

■ Coiney



・入金サイクルは、月6回、または、月1回

※支払いサイクルは、口座によらず選択可能。

・決済手数料3.24~3.74%

■ Square



・入金サイクルは、最短翌日

※三井住友銀行、みずほ銀行の口座の場合は翌日。それ以外お週1回。

・決済手数料3.24~3.95%

■ Airpay



・入金サイクルは、月6回、または、月3回。

※三井住友銀行、みずほ銀行の口座の場合は月6回、それ以外は3回。

・決済手数料3.24~3.74%

（画像出典）各社HP

キャッシュレス・消費者還元事業

平成31年度予算案額 2,798億円（新規）

事業の内容

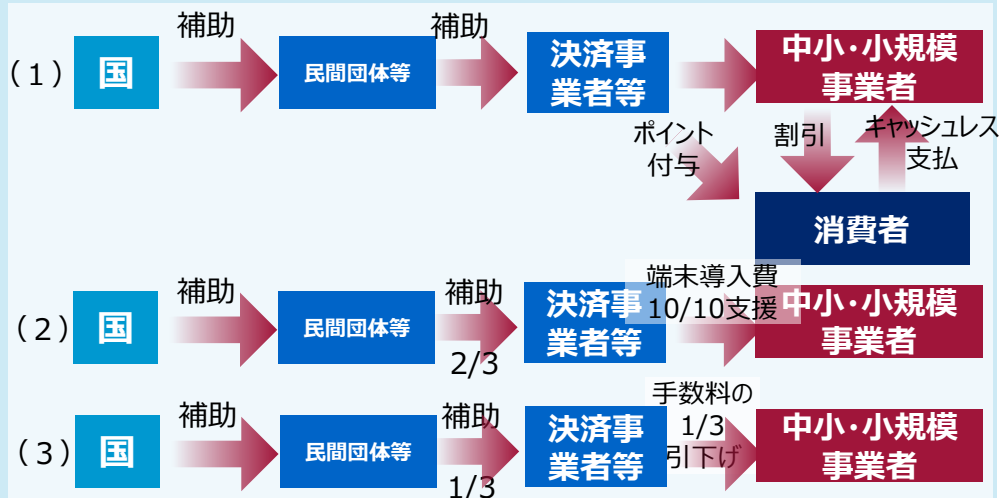
事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）消費者への還元

- 平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②換金性の高い取引、③別途の需要平準化対策が講じられる取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

（２）決済端末等の導入補助

- （１）の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

（３）決済手数料の補助

- （１）の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を、期間中補助します。

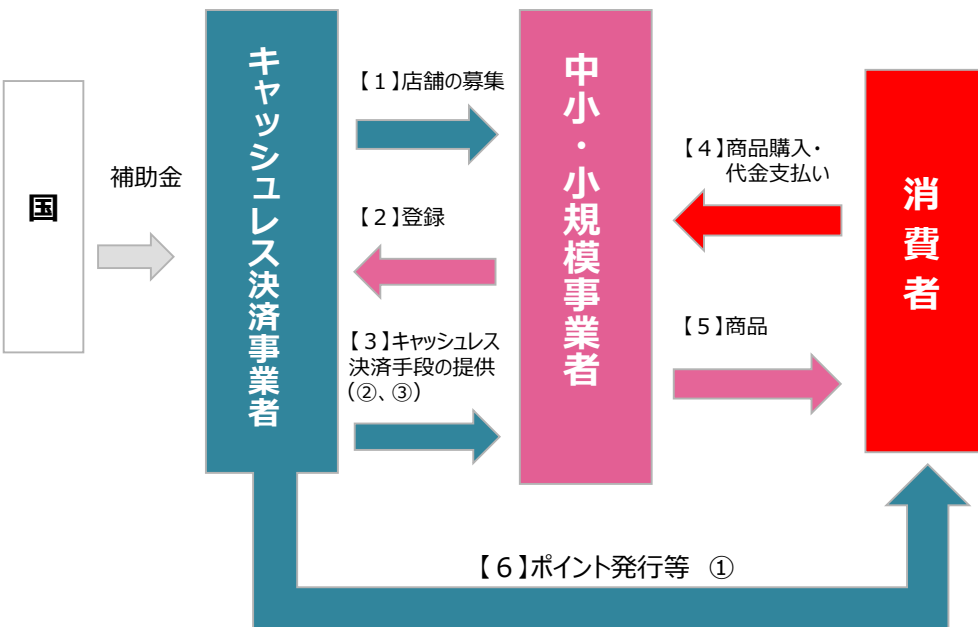
（４）キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、A T Mから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

キャッシュレス・消費者還元事業の制度概要

- 実施期間：2019年10月より9か月間（2020年6月まで）
- 支援内容：
 - 一般の中小・小規模事業者については、
 - ① 消費者還元5%
 - ② 加盟店手数料率 約2.17%以下（決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助）
 - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）
 - フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はない）

消費者還元の仕組み



本事業のメリット

✓ 消費者還元で集客力アップ！



✓ 今なら端末導入のご負担なし
端末本体と設置費用などが無料

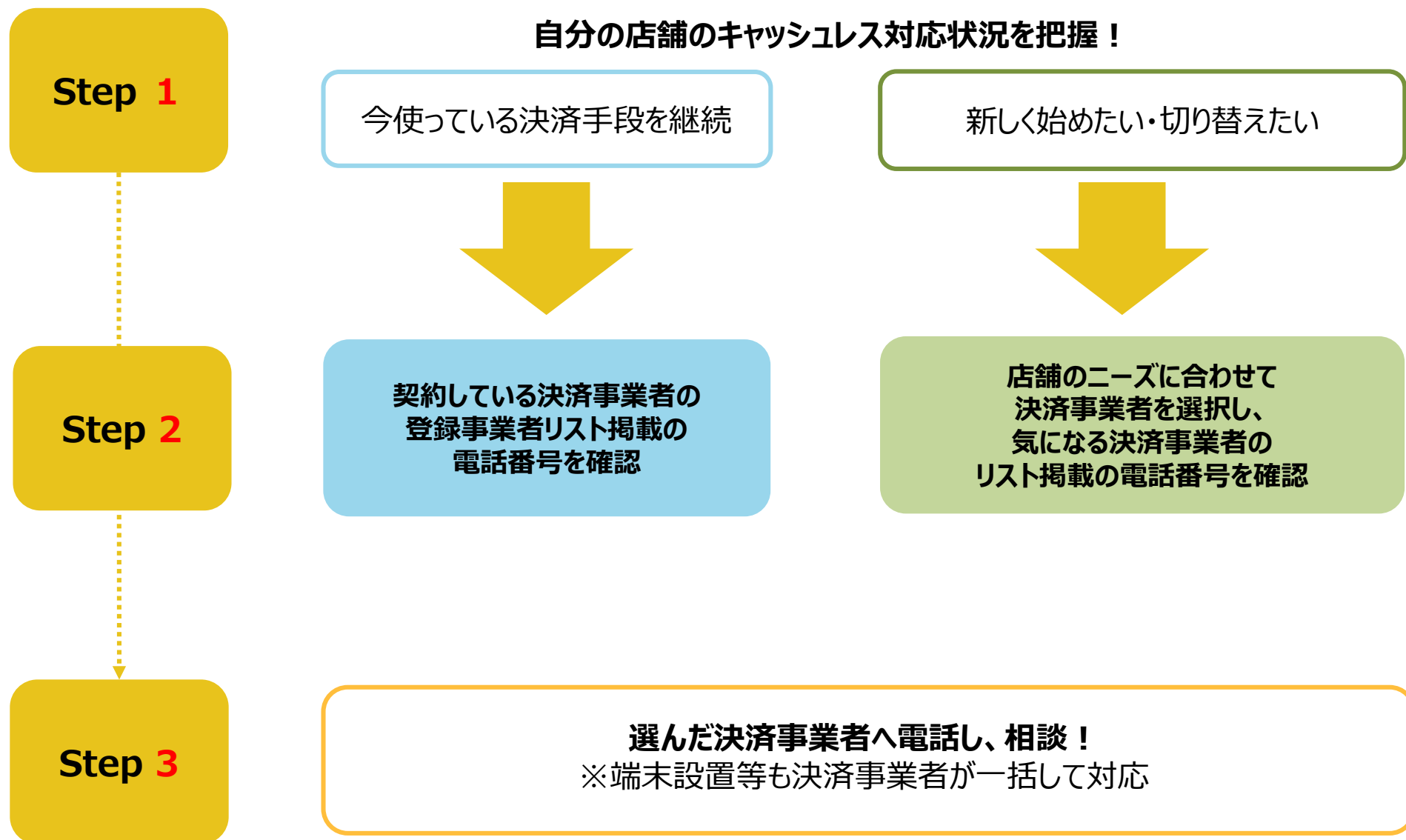


✓ 決済手数料が約2%台！





登録までのステップ 1 ~ 3





登録までのステップ 1

- まずは、自分の店舗のキャッシュレス対応状況を確認し、
 - ・ 今使っている決済手段を継続するのか、
 - ・ 新しくキャッシュレス決済手段を導入する・今の決済手段から切り替えるのか、判断する。

＜本事業の対象となる決済手段＞

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段

（参考）主な決済手段の特徴

QR コード

- ・端末不要、手数料が安いなど
低コストで、準備も簡単
- ・消費者はスマートフォンで決済

クレジット デビット

- ・クレジットカード/デビットカードを利用している消費者に対応
- ・国際ブランド（VISA、master、J C B等）に対応

電子 マネー

- ・高齢者や不慣れな消費者も安心して利用可能（信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単）

モバイル 決済

- ・複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能
- ・端末等もコンパクトでスペースいらず

登録までのステップ 2, 3

▶リストの確認はこちらから

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html#list>



● 今使っている決済手段を継続する場合、

②登録決済事業者リストを確認し、契約している決済事業者の電話番号を確認。

③リストに掲載されている電話番号に連絡し、相談する。

登録決済事業者リスト (例)

②「事業者名」を確認

③「お問い合わせ先」
に記載の
電話番号に連絡

更新日: 2019年4月12日

キャッシュレス・消費者還元事業 登録決済事業者リスト				《クレジットカード》	2/7ページ
事業者名					
加盟店に提供可能な 決済ブランド/サービス				クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他	クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他
				クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他	クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他
				クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他	クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他
				クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他	クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他
				クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他	クレジットカード VISA Mastercard 電子マネー QRコード その他
決済事業者 に支払う手数料 (%)	期間中 (2019年10月～4月)	3.24%以下	3.24%以下	3.24%以下	3.24%以下
	期間終了後 (2020年7月以降)	非継続	継続(一部ブランドについては非継続)	継続	非継続
	新しい手数料が 実定の場合の対応	未定	—	—	未定
入金タイミング				2020年6月末までに個別の店舗等に調整	契約時に加盟店等に調整
手数料の他に 係る費用				手数料、月次一括	手数料、月次一括
提供端末				《2回/月、未締め/当月未払い》 1.月間2回の場合 ①締日:15日→支払日:毎月末日 ②締日:末日→支払日:毎月15日 2.月間3回の場合 ①締日:10日→支払日:毎月20日 ②締日:20日→支払日:毎月末日 ③締日:末日→支払日:毎月10日 ※別途対応可	《2回/月》 ①15日締めの未払い ②未締めの15日払い ※支払手数料については、加盟店負担となります。
提供端末				《未締め/当月15日払い》 原則、月末締め、毎月15日のご入金ですが、 月間の決済金額が30万円を超えた場合、 加盟店様とご相談の上翌営業日のお支払い も可能です。	《2回/月》 ①15日締め/月末払い ②月末締め/毎月15日払い ※他のお入金プランもございます
提供端末				持ち運び可能な端末(モバイル決済端末)及び 店舗に設置する端末(据置型端末)	持ち運び可能な端末(モバイル決済端末)
提供端末				株式会社 寺岡 隆工 ペイメントポータル事業部	プリッジ・モーション・トゥモロー株式会社
提供端末				03-XXXXXXXXXX	03-XXXXXXXXXX
提供端末				受付開始時間 10:00	9:00
提供端末				受付終了時間 18:00	17:00
提供端末				サービスURL https://www.	https://www.

登録までのステップ 2, 3

▶リストの確認はこちらから

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html#list>



- 新しくキャッシュレス決済手段を導入する・今の決済手段から切り替える場合、
 - ②登録決済事業者リストを確認し、提供されている情報を比較しながら店舗のニーズに合った決済事業者を選択。
 - ③選んだ決済事業者の、リストに掲載されている電話番号に連絡し、相談する。
※端末設置等も決済事業者が一括して手続を行う。

②「提供可能なブランド・サービス」「手数料」「入金タイミング」等を比較し、決済事業者を選択

③「お問い合わせ先」に記載の電話番号に連絡

キャッシュレス・消費者還元事業
加盟店決済事業者リスト

《クレジットカード》

2/7ページ

事業者名	クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード
	VISA Mastercard	VISA Mastercard	VISA Mastercard JCB UnionPay ①PayPay ②R Pay	VISA Mastercard
加盟店に提供可能な決済ブランド/サービス	電子マネー	電子マネー iD ①Tobico ②Edy ③iD	電子マネー iD ①Tobico ②Edy ③iD	電子マネー
	QRコード	QRコード LINE Pay	QRコード LINE Pay PayPay R Pay ①Pay ②Pay	QRコード
	その他	その他	その他	その他
決済事業者に支払う手数料 (%)	期間中 (2019年10月~4月) 3.24%以下	3.24%以下	3.24%以下	3.24%以下
	期間外 (2020年7月以降) ①15日以内 ②15日以内 ③15日以内	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内
入金タイミング	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内	①15日以内 ②15日以内 ③15日以内
手数料の他に発生費用	期間中 (2019年10月~4月) 無	有	有	有
提供端末	持ち運び可能な端末 (モバイル決済端末) 及び 店舗に設置する端末 (据置型端末)	店舗に設置する端末 (据置型端末)	持ち運び可能な端末 (モバイル決済端末)	持ち運び可能な端末 (モバイル決済端末)
問合せ窓口名	加盟店デスク	株式会社で間接工 ペイメントポータル事業部	ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	営業部 キャッシュレス係
電話番号	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX
受付開始時間	10:00	9:00	9:00	9:00
受付終了時間	18:00	17:00	18:00	17:00
サービスURL	https://www.j...	https://www.j...	https://www.j...	https://www.j...



補助の対象となる中小・小規模事業者

▶ 加盟店登録要領4.1 (P5～P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf

(1) 中小・小規模事業者の定義

- 本事業において補助の対象となる中小・小規模事業者は、以下のとおりとする。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

- ※ 1) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
- ※ 2) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者は補助の対象外とする。
- ※ 3) 事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。
- ※ 4) 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

(2) いわゆる「過小資本企業」

- 中小・小規模事業者の定義に該当する場合であっても、登録申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者は補助の対象外とする（租税特別措置法で本年4月から同様の措置が適用）。

補助の対象外となる事業者・取引

▶加盟店登録要領4.4 (P7～P8)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf



- 下記の事業者・取引は本事業における補助の対象外とする。

【補助の対象外となる事業者】

- 国、地方公共団体、公共法人
- 金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- 風営法上の風俗営業（※一部例外（注）を除く）等
- 保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者
- 学校、専修学校等
- 暴対法上の暴力団等に関する事業者
- 宗教法人
- 保税売店
- 法人格のない任意団体
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者

（注）①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者

【補助の対象外となる取引】

- 有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等）
- 自動車（新車・中古車）の販売
- 新築住宅の販売
- 当せん金付証票（宝くじ）等の公営ギャンブル
- 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- 給与、賃金、寄付金等
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの

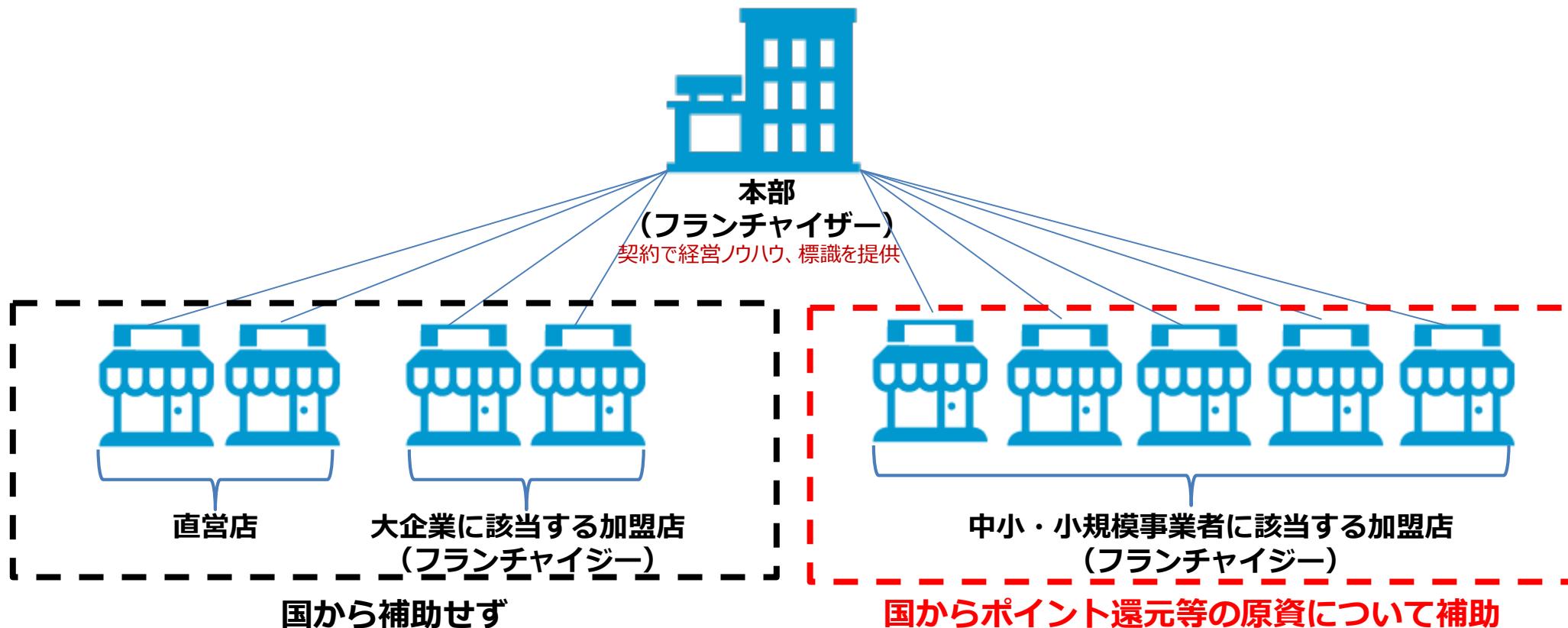
フランチャイズチェーン等について



▶ 加盟店登録要領4.5 (P8～P10)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf

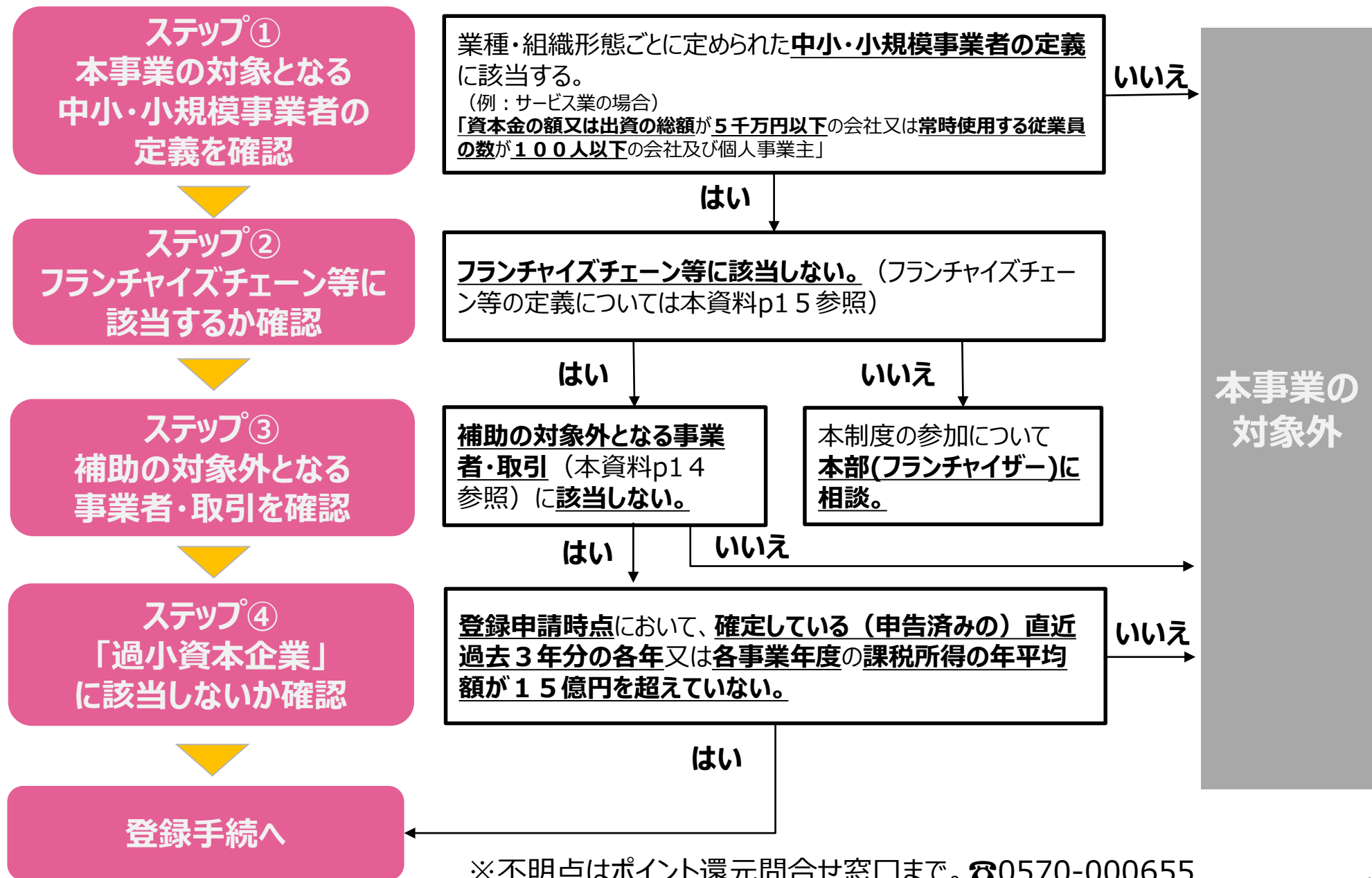
- フランチャイズチェーン等については、中小・小規模事業者（p13(1)）に該当する加盟店についてのみ、国からポイント還元等（2%分）の原資について補助を実施。
- ただし、端末費用及び加盟店手数料の補助は行わない。



(注) フランチャイズとは、事業者（「フランチャイザー」）が他の事業者（「フランチャイジー」）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的関係。

※（一社）日本フランチャイズチェーン協会HPより抜粋

(参考) 補助の対象となる中小・小規模事業者の確認例



今後のスケジュールについて

4月12日

【中小店舗】 登録要領の発表、広報の開始
【決済事業者】 仮登録決済事業者の公表、決済事業者毎の手数料等の概要公表

中小店舗向け
広報

- 商工会・商工会議所等の中小支援団体主催の説明会を実施
- 自治体と連携して商店街向け説明会を実施

5月中旬

【中小店舗】 中小店舗の登録開始（決済事業者経由）

決済事業者と連携した
中小店舗の
キャッシュ化支援

- 事務局及び各決済事業者にてコールセンターを設置
- 決済事業者によるハンズオン支援の開始（端末の設置等も決済事業者経由で受付開始）

7月下旬

【中小店舗】 対象店舗の公表（第一弾）

消費者向け広報の
本格化

- 登録中小店舗（対象店舗）をHPや地図上で表示するアプリの形で公表
- 消費者向け広報を本格化（地域でのポスター・ビラ配布、メディアの活用、体験型説明会など）

9月

【中小店舗】 対象店舗による統一ポスター等の掲示開始

中小店舗による
消費者PR

- 消費者向け広報の強化

10月

制度開始

(参考) 消費者への分かりやすい周知

店頭ポスターのイメージ

※掲示物は事務局で用意



店頭での掲示イメージ



参加加盟店検索ページ (イメージ)



GoogleMAP等と連携し、
地図からの検索・現在地からの検索を可能に。

スマートフォンからも見やすいページを作成し、
検索を容易に。

キャッシュレス・ポイント還元事業のお問い合わせ窓口等

○キャッシュレス・消費者還元事業HP

<https://cashless.go.jp/>

○中小・小規模事業者向けお問い合わせ窓口

0570-000655 (IP電話等用)042-303-4203

受付時間 平日の10:00～18:00 土・日・祝日を除く

○キャッシュレス決済事業者向けお問い合わせ窓口

0570-012141 (IP電話等用)042-303-4204

受付時間 平日の10:00～18:00 土・日・祝日を除く

消費者向け「**ひろがるキャッシュレス**」で検索

<https://www.youtube.com/watch?v=jxiM2Hh1AB8>

○キャッシュレス推進

P R 動画

事業者向け「**つながるキャッシュレス**」で検索

<https://www.youtube.com/watch?v=liqijJ7zfQ0>